

令和 7 年 4 月 1 日



研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）

産学共同 ステージⅠ（育成フェーズ）

産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）

産学共同（育成型）

産学共同（本格型）

令和 7 年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

大学等

目次

A.事務処理説明書 共通版との違い.....	4
I. 委託研究契約の概要	6
1. 用語の解説	6
II. 経理・契約事務について	10
1. 直接経費の執行	10
◆「その他」の計上〔特許関連経費〕	10
2. 間接経費の執行	10
◆特許関連経費の取扱い	10
III. 知的財産権の管理について	11
1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い.....	11
◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等	11
◆JSTへの届け出	12
◆第三者が発明に参加した場合の取扱い	13
◆JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等	13
B.事業固有の取扱い.....	14
I. 参画機関等の活動状況の確認・報告に関する取扱い	15
1. 代表機関による参画機関の取り組み状況等のとりまとめ.....	15
2. 企業等からの報告	15
3. 参画機関間における共同研究契約等の締結	15

令和7年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●本補完版の見方について

本補完版は、以下の研究タイプの固有ルールがそれぞれ記載されています。

	研究タイプ	アイコン
令和6年度以降 採択課題	産学共同 ステージⅠ（育成フェーズ）	産学共同 ステージⅠ 育成フェーズ
	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）	産学共同 ステージⅡ 本格フェーズ
令和5年度以前 採択課題	産学共同（育成型）	産学共同 育成型
	産学共同（本格型）	産学共同 本格型

本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となる研究タイプのアイコンが表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください（表記がない場合は適用されません）。

（例）下記の場合、産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）、産学共同（本格型）に適用される内容です。産学共同 ステージⅠ（育成フェーズ）、産学共同（育成型）には適用されません。

対象となる研究タイプ	対象：	産学共同 ステージⅡ	産学共同
		本格フェーズ	本格型
共通版の記載内容			
大学等： 65ページ			
「(4) JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い」全ての箇所			
「(5) JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について」全ての箇所			

●委託研究契約に係る書類

以下に掲載しています。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●研究者向けハンドブック

事務処理説明書（共通版、補完版）とは別に、研究活動を進めるにあたり、研究者向けに必要な事務処理等について説明するものです。

○産学共同 ステージⅠ（育成フェーズ） / 産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）

<https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/sangaku2.html>

○産学共同（育成型） / 産学共同（本格型）

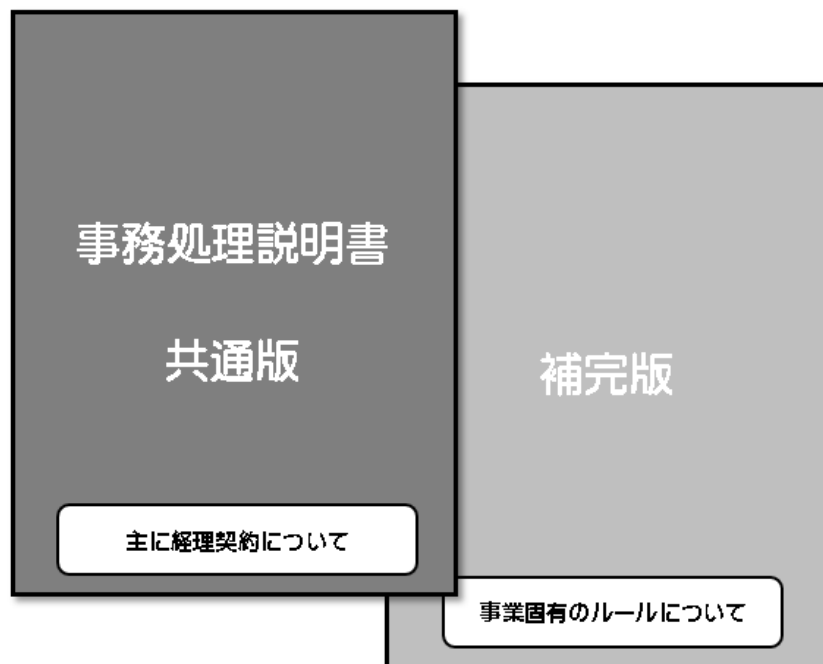
<https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/sangaku.html>

A.事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で取扱いに差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



※本補完版2ページ「●委託研究契約に係る書類」に記載のURLより「研究成果展開事業 大学等」を選択し、共通版をご参照ください。

I. 委託研究契約の概要

1. 用語の解説

対象：	産学共同 ステージⅠ	産学共同 ステージⅡ	産学共同	産学共同
	育成フェーズ	本格フェーズ	育成型	本格型

共通版の記載内容	大学等： 4～5ページ
2. 用語の解説 の表	

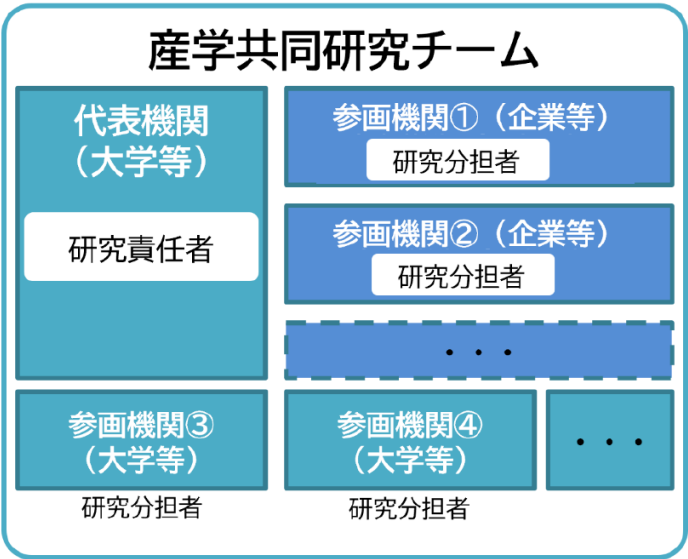
産学共同 ステージⅠ（育成フェーズ）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出者で、研究開発チーム全体の代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	研究責任者（プロジェクトリーダー）の所属機関以外の研究開発機関における責任者



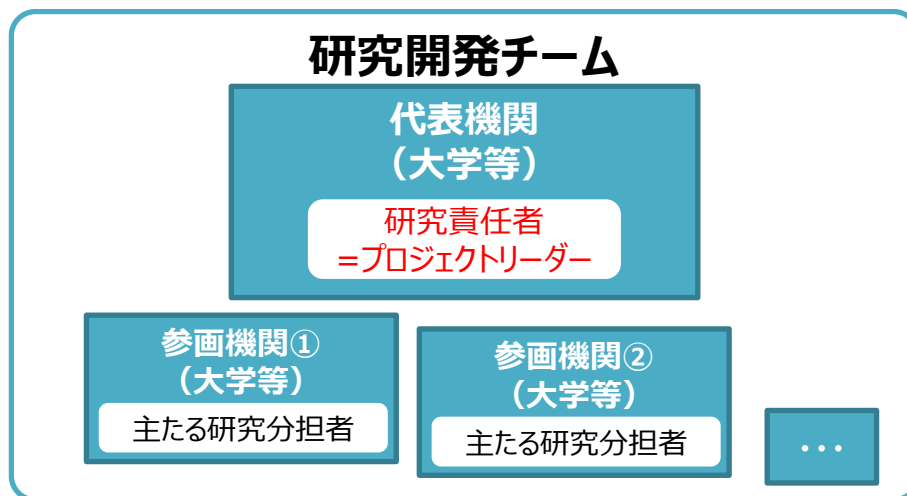
産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出者で、研究開発チーム全体の代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	研究責任者（プロジェクトリーダー）の所属機関以外の研究開発機関における責任者



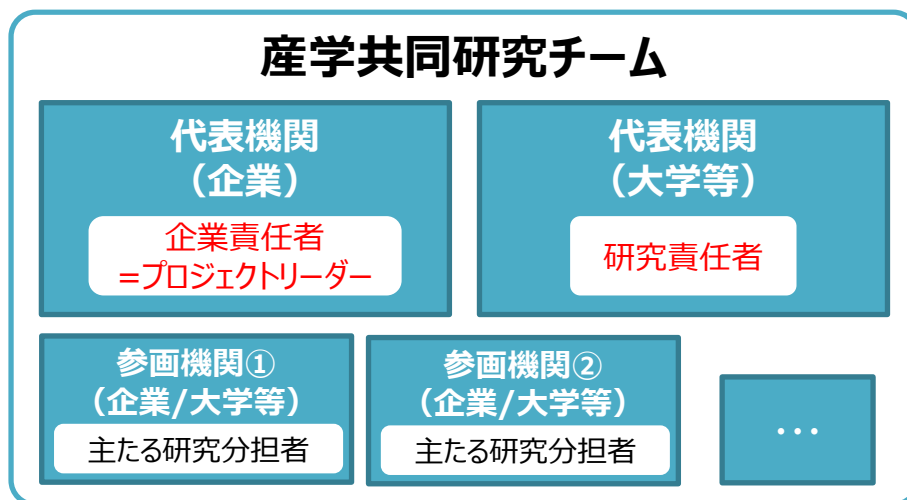
産学共同（育成型）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出に関わった者で、代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	研究責任者（プロジェクトリーダー）の所属機関の他にＪＳＴと契約する共同研究開発機関における責任者



産学共同（本格型）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出に関わった者で、代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	プロジェクトリーダー、研究責任者の所属機関の他にＪＳＴと契約する共同研究開発機関における責任者



II. 経理・契約事務について

1. 直接経費の執行

◆「その他」の計上〔特許関連経費〕

対象：	産学共同 ステージⅠ	産学共同 ステージⅡ	産学共同	産学共同
	育成フェーズ	本格フェーズ	育成型	本格型
共通版の記載内容				
大学等： 38～41ページ				
(8) 「その他」の計上				

上記に⑧として以下を追加します。

⑧ 特許関連経費について

大学等を対象に以下の要件を全て満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費に計上することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費に計上することが可能です。

- ・研究課題の委託研究に係る成果を元にした発明であること。
- ・日本国内出願に係る経費であること。
- ・受託研究期間内に権利化が見込まれること。

注1) 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査に係る経費が対象となります。

注2) 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の発生前に研究機関からJSTに申請し、承認を得ることが必要です。

2. 間接経費の執行

◆特許関連経費の取扱い

対象：	産学共同 ステージⅠ	産学共同 ステージⅡ	産学共同	産学共同
	育成フェーズ	本格フェーズ	育成型	本格型
共通版の記載内容				
大学等： 49ページ				
「間接経費の主な使途の例示」表の下部				
注) 特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。				

上記について、本補完版 ◆「その他」の計上〔特許関連経費〕に記載のとおりとします。

Ⅲ. 知的財産権の管理について

1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等

対象：	産学共同 ステージⅠ	産学共同 ステージⅡ	産学共同	産学共同
	育成フェーズ	本格フェーズ	育成型	本格型
共通版の記載内容	大学等： 59～60ページ			
「(2) 研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い」全ての箇所				
共通版の記載内容	大学等： 60～64ページ			
(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について ① JSTへの届け出 （中略） <u>(*3) JSTが有用性等を審査の上承継し、必要な手続きを行う場合がありますので、</u> <u>・「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」により自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJSTへ通知してください。</u> <u>・法的期限のない「出願取り下げ」については、放棄予定日の30日前までに放棄予定日をJSTへ通知してください。</u> <u>なお、下記事由については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の通知とすることができるものとします。</u> <u>「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」</u>				

上記および下線部分は適用しません。JSTが知的財産権の一部または全部を持つことはありません。

◆ J S T への届け出

対象：	産学共同 ステージⅠ	産学共同 ステージⅡ	産学共同	産学共同
	育成フェーズ	本格フェーズ	育成型	本格型

共通版の記載内容	大学等： 62ページ
(3) 研究機関に帰属した（J S Tとの共有でない）知的財産権について ① J S Tへの届け出 の表	

上記に以下を追加します。

項番	届け出が必要な事由	事前申請 ／通知	様式	提出期限
8	特許関連経費を直接経費で支払うとき※	事前申請	直接経費の特許関連経費への充当申請書 「知財様式(直接経費充当申請)」	特許関連経費発生前

※本事業では、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、直接経費からの費用計上を可能としています。

特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までに申請を行い、J S Tの承認を受ける必要があります。

注）本申請書「知財様式（直接経費充当申請）」を提出した場合においても、間接経費の場合と同様に各種申請/通知（知財様式 1～4、知財様式 A）は行ってください。

◆第三者が発明に参加した場合の取扱い

対象：

産学共同 ステージⅡ

産学共同

本格フェーズ

本格型

共通版の記載内容	大学等： 64ページ
(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について ③ 第三者が発明に参加した場合の取扱い 第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、研究機関と当該第三者による協議の上取り決めるものとします。なお、JSTと当該研究課題に係る研究契約を締結していない第三者と共同して出願又は申請する場合は、委託研究契約書に規定する遵守事項等の取扱いについて調整する必要があるため、事前にJSTにご相談ください。	

上記に代えて、以下のとおりとします。

③ 第三者が発明に参加した場合の取扱い

第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、本研究に参画する全ての機関間で締結される共同研究契約で取り決めておいてください。

◆JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等

対象：

産学共同 ステージⅡ

産学共同

本格フェーズ

本格型

共通版の記載内容	大学等： 65ページ
「(4) JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い」全ての箇所 「(5) JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について」全ての箇所	

上記は適用しません。

B.事業固有の取扱い

参画機関等の活動状況の確認・報告に関する取扱い

I. 参画機関等の活動状況の確認・報告に関する取扱い

1. 代表機関による参画機関の取り組み状況等のとりまとめ

産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）では、産学による最適な研究開発推進のため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるものとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。

代表機関である大学等は、産学共同研究開発チームの参画機関の取り組み状況を取りまとめ、JSTからの各種依頼（※1）に対応いただきます。

（※1 自己資金の拠出実績、リソース提供実績や企業等での研究開発実施内容の報告、事前・中間・事後評価会への対応や終了後の追跡調査、知的財産権や成果公表の対応、研究倫理への対応等）

2. 企業等からの報告

代表機関である大学等で、毎年、参画企業等からの自己資金の拠出実績額やその他のリソース提供状況を確認し、代表機関よりJST指定の様式にて報告してください（複数の企業等が参画する場合、報告書では企業等の各参画機関のそれぞれの状況が把握できるように記載ください）。

企業等の自己資金として計上可能な研究開発費の内容は以下のとおりとなります。

- ✓ JSTの定める委託研究費の直接経費に相当する経費
- ✓ 企業等の研究開発参加者の人件費
- ✓ 企業等の特許関連経費（出願、登録、維持に必要な経費）
- ✓ 企業等が所有する固定資産に対する改造費
- ✓ 企業等から大学等への共同研究開発費、寄付講座設置費
- ✓ 学生の研究開発インターンの企業等側の受入経費

JSTは、大学等へのJST委託研究費と企業等の自己資金拠出予定額の比率（マッチング指数）やその他のリソース提供実績等を、企業側の関与の拡大や技術移転の進展を評価する指標の一つとして活用します（実績によっては、中間評価等により中止となる場合もあります）。

3. 参画機関間における共同研究契約等の締結

本格フェーズでは、JSTは企業等と委託研究契約を締結致しません。契約方式・名称は問いませんが、参画機関の間で共同研究契約等を、その他関係する当事者間で必要な契約を締結してください。締結した共同研究契約等に関する写しの提出は不要ですが、必要に応じJSTから内容の確認等をさせていただくことがあります。

なお、参画機関の追加または変更は、事前にJST課題担当者にご相談ください。